政令第七十九号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第八条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「総括審議官一人」の下に「、政策立案総括審議官一人」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　政策立案総括審議官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附則第七条中「四人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（政策立案参事官）

第二条　個人情報保護委員会の事務局に、政策立案参事官一人を置く。

2　政策立案参事官は、命を受けて、個人情報保護委員会の事務局の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織令及び消費者教育推進会議令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十一号

消費者庁組織令及び消費者教育推進会議令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項及び消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費者庁組織令の一部改正）

第一条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（政策立案総括審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「審議官四人」を「政策立案総括審議官一人及び審議官三人」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政策立案総括審議官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

（消費者教育推進会議令の一部改正）

第二条　消費者教育推進会議令（平成二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「消費生活情報課」を「消費者教育・地方協力課」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二条―第二十七条」を「第二十三条―第二十八条」に、「第二十八条―第三十三条」を「第二十九条―第三十四条」に、「第三十四条―第三十八条」を「第三十五条―第三十九条」に、「第三十九条―第四十二条」を「第四十条―第四十三条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第四十四条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十二条」を「第四十八条―